

本庁舎他自動扉保守点検業務仕様書

- 1 業務目的
本業務は、自動扉について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。
- 2 委託件名
本庁舎他自動扉保守点検業務委託
- 3 委託場所
甲府市丸の内一丁目18-1 他
・ 甲府市役所本庁舎
甲府市丸の内一丁目18-1
・ 甲府市役所南庁舎 ・ 甲府市保健センター・相生福祉センター
甲府市相生二丁目17-1
・ 甲府市役所南庁舎別館
甲府市相生一丁目9-7
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日
- 5 契約種別
本庁舎 ・ 南庁舎 ・ 保健センター・相生福祉センター： フルメンテナンス保守
(定期点検及び不時の故障の際、部品交換及び分解整備の費用を含む)
南庁舎別館： セミフルメンテナンス保守
- 6 業務対象
 - (1) 機種及び台数
 - ・ 本 庁 舎
 - ① 風除室1 寺岡SOV-200KLCM 引分仕様 2台
 - ② 風除室2 寺岡SOV-200KLCM 引分仕様 2台
 - ③ 風除室3 寺岡SOV-200KLCM 片引仕様 2台
 - ④ 風除室4 寺岡SOV-200KLCM 引分仕様 2台
 - ⑤ 夜間通用口 寺岡SOV-200KLCM 片引仕様 1台
 - 合 計 9台 (引分仕様6台 片引仕様3台)
 - ・ 南 庁 舎 ・ 保健センター・相生福祉センター
 - ⑥ 風除室 寺岡SOT-200KNB 引分仕様 2台
 - ⑦ 男風呂 寺岡SOT-80KNB 片引仕様 1台
 - ⑧ 女風呂 寺岡SOT-80KNB 片引仕様 1台
 - ⑨ 1号館西 ドリーム 片引仕様 1台
 - ⑩ 2号館西 片引仕様 (特定防火設備) 1台
 - ⑪ 1号館1F 渡り廊下 片引仕様 1台
 - ⑫ 1号館2F 渡り廊下 片引仕様 1台
 - ⑬ 2号館1F 渡り廊下 片引仕様 (特定防火設備) 1台
 - ⑭ 2号館2F 渡り廊下 片引仕様 (特定防火設備) 1台
 - 合 計 10台 (引分仕様2台 片引仕様8台)

・ 南 庁 舎 別 館

⑮ 風除室 寺岡SOV-R200K 引分仕様 2台

(2) 取付場所 甲府市役所本庁舎 1階
甲府市役所南庁舎1・2号館 1・2階
甲府市保健センター・相生福祉センター 1階
甲府市役所南庁舎別館 1階

(3) 対象機器

- ・ 駆動装置（エンジン本体）
- ・ 制御装置（コントロールボックス）
- ・ 検出部（各種検知器）
- ・ 懸架部（ハンガー・レール台板・戸車）
- ・ 電気配線

※ 扉本体、錠前、サッシ、ガラスは対象外とする。

7 業務内容

(1) 定期点検

- ・ 3ヶ月に1回（年4回）点検を実施すること。
- ※ 南庁舎別館は4ヶ月に1回（年3回）
- ・ 点検内容は別紙参照
- ・ 必要に応じて調整及び部品の交換を行うこと。
- ・ 国家資格、自動ドア施工技能士の資格を有する技術員が点検を実施すること。

(2) 故障・修理 不時の故障等の際、原則2時間以内に技術員を派遣し、迅速に修理・復旧させること。

(3) 作業時間 緊急時故障対応を除き、点検及び整備は受注者就業日（通常勤務日）の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行うこととする。その他の時間外は、事前協議により決定することとする。

(4) 報告書

- ・ 点検終了後、速やかに報告書を提出すること。
- ・ 故障等の対応後も随時報告書を提出すること。

8 経費負担 定期点検及び不時の故障等の際の部品交換・分解整備等の費用は本委託に含むものとする。

9 年間点検計画 年間点検計画表を本業務着手前に提出し、市担当者の承諾を得ること。

10 除外事項 下記の事項は本委託に含まないものとする。

- ・ 天災及び取付先の取扱不注意、または故意に機器を破損したり機能を損ねた場合
- ・ 取付先の都合により行う工事または模様替え等のため、設備の移設を要する場合
- ・ 保守契約の対象外物件（扉本体・錠前・サッシ・ガラス）の取替・修繕をする場合

- ・ 現在設置されていない機器を新たに設置する場合

11 損害賠償

技術員等の故意又は重大な過失により、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、受注者の責任においてその損害を賠償すること。

12 そ の 他

- ・ この仕様書に定めるものの他にこの保守点検業務は、建築保全業務共通仕様書 最新版（（財）建築保全センター、（財）経済調査会編集発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）等の定めと同等以上の作業、検査及び報告を行わなければならない。
- ・ 本業務は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定することとする。